

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 令和6年能登半島地震による県税の申告等に関する期限の延長に係る期日の指定	税 務 課
・ 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水 産 経 営 課
・ 漁業災害補償法に基づく加入区設定の一部改正	”
◎ 公 告	
・ 測量の実施（2件）	建 設 企 画 課
・ 測量の終了	”
・ 特定開発行為に関する工事完了	砂 防 課
◎ 人事委員会告示	
○職権行使者が人事委員会である県の事業所についての労働基準法の号別等の一部改正	人事委員会事務局
◎ 人事委員会公告	
・ 長崎県職員採用試験（短大卒業程度）の実施	人事委員会事務局
・ 長崎県職員採用試験（高校卒業程度）の実施	”
・ 警察官Ⅲ類（男性）採用試験の実施	”
・ 長崎県警察官Ⅲ類（女性）採用試験の実施	”

## 告 示

### 長崎県告示第390号

長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）第5条第2項の規定により、令和6年能登半島地震による県税の申告等に関する期限の延長（令和6年長崎県告示第67号）において定める別に告示で定める日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するものについて、令和6年7月31日とする。

令和6年7月2日

長崎県知事 大石 賢吾

石川県

金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市

能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町

富山県

### 長崎県告示第391号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合す

ると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和6年7月2日

長崎県知事 大石 賢吾

加 入 区	漁 業 の 区 分
生月加入区	小型合併漁業（主としてたこつぼを営む漁業）、雑魚小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。）及び雑魚大型定置漁業
豊玉町第4加入区	小型合併漁業（1に掲げる以外の小型合併漁業）

**長崎県告示第392号**

漁業災害補償法に基づく加入区を設定した告示（昭和49年長崎県告示第1988号）の一部を次のように改正する。

令和6年7月2日

長崎県知事 大石 賢吾

2の表中

「

新松浦第1加入区	新松浦漁業協同組合の地区のうち旧福島町漁業協同組合の区域	1 小型合併漁業（主として船びき網を営む漁業） 2 小型合併漁業（主として底曳網を営む漁業） 3 小型合併漁業（主としてごち網を営む漁業） 4 小型合併漁業（1、2及び3に掲げる以外の小型合併漁業）
----------	------------------------------	--

」

を

「

新松浦第1加入区	新松浦漁業協同組合の地区のうち旧福島町漁業協同組合の区域	1 小型合併漁業（主として船びき網及びごち網を営む漁業） 2 小型合併漁業（主として底曳網を営む漁業） 3 小型合併漁業（1及び2に掲げる以外の小型合併漁業）
----------	------------------------------	---

」

に改める。

**公 告**

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県央振興局長から公共測量（用地測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年7月2日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
東彼杵郡川棚町小串郷、新谷郷	令和6年7月4日から 令和6年9月15日まで

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、波佐見町長から公共測量（空中写真撮影、写真地図作成、数値地形図修正、3D都市モデル作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年7月2日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
波佐見町全域	令和6年7月1日から 令和7年3月28日まで

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年7月2日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
平戸市岩の上町	令和6年6月7日

**特定開発行為に関する工事完了（公告）**

次の特定開発行為に関する工事は完了した。

令和6年7月2日

長崎県知事 大石 賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名
当初 令和3年11月4日 3 県北振建管第7242号 変更 令和6年1月30日 4 県北振建管第7401号	長崎県佐世保市新田町352-12の一部、352-23の一部、長崎県佐世保市母ヶ浦町1873-2の一部、1858-4の一部、1858-2、1861の一部、1862-2の一部、1866-3の一部、1866-4の一部、1868-2の一部、1869、1870の一部、1871の一部、1872の一部、1881の一部、1882-2、1882-3、1882-10、1883、1884-1、1873-3の一部、2035、2036の一部、水路の一部	長崎県佐世保市上町7番7号 株式会社 アース開発 代表取締役 吉田 徳昭

**人事委員会告示****長崎県人事委員会告示第1号**

職権行使者が人事委員会である県の事業所についての労働基準法の号別等（平成20年長崎県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年7月2日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																																										
<p>人事委員会は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第4章の適用を受ける地方公営企業以外の県の事業所（以下「県の事業所」という。）について、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定中、職員に関して適用されるものを適用する場合における職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権を行使する者（以下「職権行使者」という。）が、地方公務員法第58条第5項の規定により人事委員会であるものの号別等（「労働基準法別表第1の号別（以下「号別」という。）又は同表に掲げる事業を除く事業」をいう。以下同じ。）を長崎労働局と確認のうえ、別表第1のとおり定める。</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">号別等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>鶴南特別支援学校</td> <td>長崎市</td> <td>第12号</td> </tr> <tr> <td>鶴南特別支援学校五島分校</td> <td>五島市</td> <td>第12号</td> </tr> <tr> <td>鶴南特別支援学校高等部西彼杵分教室</td> <td>西海市</td> <td>第12号</td> </tr> <tr> <td>時和特別支援学校</td> <td>時津町</td> <td>第12号</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	号別等	略			鶴南特別支援学校	長崎市	第12号	鶴南特別支援学校五島分校	五島市	第12号	鶴南特別支援学校高等部西彼杵分教室	西海市	第12号	時和特別支援学校	時津町	第12号	略			<p>人事委員会は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第4章の適用を受ける地方公営企業以外の県の事業所（以下「県の事業所」という。）について、労働基準法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び船員法（昭和22年法律第100号）の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定中、職員に関して適用されるものを適用する場合における職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権を行使する者（以下「職権行使者」という。）が、地方公務員法第58条第5項の規定により人事委員会であるものの号別等（「労働基準法別表第1の号別（以下「号別」という。）又は同表に掲げる事業を除く事業」をいう。以下同じ。）を長崎労働局と確認のうえ、別表第1のとおり定める。</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">号別等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>鶴南特別支援学校</td> <td>長崎市</td> <td>第12号</td> </tr> <tr> <td>鶴南特別支援学校時津分校</td> <td>時津町</td> <td>第12号</td> </tr> <tr> <td>鶴南特別支援学校五島分校</td> <td>五島市</td> <td>第12号</td> </tr> <tr> <td>鶴南特別支援学校高等部西彼杵分教室</td> <td>西海市</td> <td>第12号</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	号別等	略			鶴南特別支援学校	長崎市	第12号	鶴南特別支援学校時津分校	時津町	第12号	鶴南特別支援学校五島分校	五島市	第12号	鶴南特別支援学校高等部西彼杵分教室	西海市	第12号	略		
名称	位置	号別等																																									
略																																											
鶴南特別支援学校	長崎市	第12号																																									
鶴南特別支援学校五島分校	五島市	第12号																																									
鶴南特別支援学校高等部西彼杵分教室	西海市	第12号																																									
時和特別支援学校	時津町	第12号																																									
略																																											
名称	位置	号別等																																									
略																																											
鶴南特別支援学校	長崎市	第12号																																									
鶴南特別支援学校時津分校	時津町	第12号																																									
鶴南特別支援学校五島分校	五島市	第12号																																									
鶴南特別支援学校高等部西彼杵分教室	西海市	第12号																																									
略																																											

## 人事委員会公告

### 長崎県職員採用試験（短大卒業程度）の実施（公告）

令和6年度長崎県職員採用試験（短大卒業程度）の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和6年7月2日

長崎県人事委員会  
委員長 水上 正博

#### 1 試験職種及び職務内容

試験職種	職 務 内 容
保 育 士	県立こども医療福祉センター等における児童保育等の業務

#### 2 給与

令和6年4月1日現在の初任給月額が179,100円で、この他住居手当、通勤手当、地域手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて決定される。

#### 3 受験資格

試験職種	受 験 資 格
保 育 士	平成7年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で、保育士の資格を有する者（令和7年3月31日までに取得見込みの者を含む。）

ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者はこの試験を受験できない。

#### 4 第1次試験

##### (1) 試験種目

教養試験及び専門試験（いずれも五肢択一式）

(2) 試験の実施日

令和6年9月29日（日）

(3) 試験地

長崎市及び佐世保市

(4) 第1次試験合格者発表

令和6年10月7日（月）に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者、不合格者ともに専用サイトのマイページにて結果を通知する。

5 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、論文試験及び適性検査

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

6 最終合格者発表

令和6年11月中旬に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を通知する。

7 採用候補者名簿及び採用方法

(1) 人事委員会は、採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

(3) 「3 受験資格」における「取得見込みの者」にあつては、令和7年3月31日までに取得できない場合は、採用される資格を失う。

8 受験手続

(1) 試験案内の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・杵岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所及び大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所並びに長崎駅前・大村の各バスターミナルで入手する。

イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、表に「短大卒業程度試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。

ウ 長崎県人事委員会のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、長崎県ホームページ内の「長崎県職員採用試験情報」ページにある「申込手続方法」欄から「申込専用サイト（外部リンク）」へ接続し、所要事項を入力後、データを送信すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

受付期間は、令和6年7月29日（月）から8月16日（金）までとし、受付時間は令和6年8月16日（金）24時までとする。

9 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）

電話 095-894-3542（直通）

095-824-1111（代表） 内線3542

**長崎県職員採用試験（高校卒業程度）の実施（公告）**

令和6年度長崎県職員採用試験（高校卒業程度）の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和6年7月2日

長崎県人事委員会  
委員長 水上 正博

1 試験職種及び職務内容

試験職種	職 務 内 容
一 般 事 務	知事部局（本庁及び地方機関）、議会事務局または各種委員会事務局等における一般行政事務
交通局事務	交通局本局または各営業所における企画、庶務、経理、運行計画、広告宣伝、営業等の事務
教 育 事 務	教育委員会事務局、地方機関（県立図書館等）、県立高校（県立中含む）、県立特別支援学校及び市町立小中学校における企画、庶務、経理等の事務
警 察 事 務	警察本部または各警察署における庶務、経理等の事務
林 業 農 業 土 木 土 木 建 築	知事部局（本庁及び地方機関）におけるそれぞれの専門的知識を活かした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務

## 2 給与

令和6年4月1日現在の初任給月額額は166,600円で、この他住居手当、通勤手当、地域手当、特勤勤務手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて決定される（交通局事務は、交通局の給与体系に基づき支給される。）。

## 3 受験資格

平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者

ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者または令和7年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）を除く。

また、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者は、この試験を受験できない。

## 4 第1次試験

## (1) 試験種目

試験職種ごとの試験種目は次表のとおりとする。

試 験 職 種	試 験 種 目
一般事務・交通局事務・教育事務・警察事務	教養試験（五肢択一式）
林業・農業土木・土木・建築	教養試験及び専門試験（いずれも五肢択一式）

## (2) 試験の実施日

令和6年9月29日（日）

## (3) 試験地

長崎市、佐世保市、島原市、五島市、壱岐市、対馬市、新上五島町

## (4) 第1次試験合格者発表

令和6年10月7日（月）に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者、不合格者ともに専用サイトのマイページにて結果を通知する。

## 5 第2次試験

## (1) 試験種目

人物試験（個別面接）、作文試験及び適性検査

## (2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

## 6 最終合格者発表

令和6年11月中旬に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に可否を通知する。

## 7 採用候補者名簿及び採用方法

- (1) 人事委員会は試験職種ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。
- (2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

8 受験手続

(1) 試験案内の入手方法

- ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・杵岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所及び大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所並びに長崎駅前・大村の各バスターミナルで入手する。
- イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、表に「高校卒業程度試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。
- ウ 長崎県人事委員会のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、長崎県ホームページ内の「長崎県職員採用試験情報」ページにある「申込手続方法」欄から「申込専用サイト（外部リンク）」へ接続し、所要事項を入力後、データを送信すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

受付期間は、令和6年7月29日（月）から8月16日（金）までとし、受付時間は8月16日（金）24時までとする。

9 点字及び拡大文字による試験等

- (1) 試験職種「一般事務」、「交通局事務」、「教育事務」、「警察事務」については、点字による受験ができる。
- (2) 試験職種「一般事務」、「交通局事務」、「教育事務」、「警察事務」については、拡大文字による受験ができる。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。

10 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）  
 電話 095-894-3542（直通）  
 095-824-1111（代表） 内線3542

**警察官Ⅲ類（男性）採用試験の実施（公告）**

令和6年度警察官Ⅲ類（男性）採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和6年7月2日

長崎県人事委員会  
 委員長 水上 正博

1 対象となる職

長崎県、警視庁（東京都）、神奈川県、愛知県及び大阪府にそれぞれ勤務する警察官（巡査）

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の任務

3 給与

給与は、各都府県の職員に関する条例、規則等に基づいて支給される。令和6年4月1日現在の長崎県の初任給月額が高卒で191,800円で、この他住居手当、通勤手当、地域手当、特勤勤務手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて加算されることがある。

4 受験資格

試験職種及び都府県ごとの受験資格の要件は、次表のとおりとする。

試験職種	都府県	要件（下記の項目を満たさなければならない。）	
		年齢・性別	学歴
	長崎県	平成6年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた男性	

警察官Ⅲ類 (男性)	警視庁 (東京都)	平成元年4月2日から平成19年4月1日 までに生まれた男性	学校教育法による大学(短期大学を除く) を卒業した者または令和7年3月31日 までに卒業見込みの者及び人事委員会 が同等の資格があると認める者を除く。
	神奈川県	平成元年4月2日から平成19年4月1日 までに生まれた男性	
	愛知県	平成6年4月2日から平成19年4月1日 までに生まれた男性	
	大阪府	平成3年4月2日から平成19年4月1日 までに生まれた男性	

ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定に該当する者はこの試験を受験できない。

5 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験(五肢択一式)

(2) 試験の実施日

令和6年10月20日(日)

(3) 試験地

長崎市、佐世保市、島原市、五島市、壱岐市、対馬市、新上五島町

(4) 第1次試験合格者発表

長崎県志望者については、令和6年10月28日(月)に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者、不合格者ともに専用サイトのマイページにて結果を通知する。他都府県志望者については、合格者に書面でそれぞれ通知される。

6 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験(個別面接)、作文試験、身体等検査及び体力試験、適性検査

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

7 最終合格者発表

長崎県志望者については、令和6年12月中旬に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を通知する。他都府県志望者については、受験者に合否をそれぞれ書面で通知される。

8 採用候補者名簿及び採用方法

(1) 人事委員会は採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

9 受験手続

(1) 試験案内及び受験申込書の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島(上五島支所含む)・壱岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所、大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所及び長崎駅前・大村の各バスターミナル並びに長崎県警察本部・長崎県内各警察署で入手する。

イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封し、表に「警Ⅲ(男性)試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。

ウ 長崎県人事委員会または長崎県警察本部のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、長崎県ホームページ内の「長崎県職員採用試験情報」ページにある「申込手続方法」欄から「申込専用サイト(外部リンク)」へ接続し、所要事項を入力後、データを送信すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

令和6年7月29日(月)から8月16日(金)までとし、受付時間は8月16日(金)24時までとする。

10 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県警察本部警務課または長崎県人事委員会事務局に行うこと。

長崎県警察本部警務課

郵便番号 850-8548（住所記載不要）  
電話 095-820-1504（直通）  
095-820-0110（代表） 内線2651

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）  
電話 095-894-3542（直通）  
095-824-1111（代表） 内線3542

### 長崎県警察官Ⅲ類（女性）採用試験の実施（公告）

令和6年度長崎県警察官Ⅲ類（女性）採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和6年7月2日

長崎県人事委員会  
委員長 水上 正博

- 1 対象となる職  
長崎県に勤務する警察官（巡査）
- 2 職務内容  
個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の任務
- 3 給与  
令和6年4月1日現在の初任給月額が高校卒で191,800円で、この他住居手当、通勤手当、地域手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて加算されることがある。
- 4 受験資格  
平成6年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者または令和7年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）を除く。  
また、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者は、この試験を受験できない。
- 5 第1次試験
  - (1) 試験種目  
教養試験（五肢択一式）
  - (2) 試験の実施日  
令和6年10月20日（日）
  - (3) 試験地  
長崎市、佐世保市、島原市、五島市、壱岐市、対馬市、新上五島町
  - (4) 第1次試験合格者発表  
令和6年10月28日（月）に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者、不合格者ともに専用サイトのマイページにて結果を通知する。
- 6 第2次試験
  - (1) 試験種目  
人物試験（個別面接）、作文試験、身体等検査及び体力試験、適性検査
  - (2) 試験の実施日及び試験場所  
第1次試験合格者に別途通知する。
- 7 最終合格者発表  
令和6年12月中旬に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページにて発表する。

ムページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を通知する。

## 8 採用候補者名簿及び採用方法

- (1) 人事委員会は採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。
- (2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

## 9 受験手続

### (1) 試験案内及び受験申込書の入手方法

- ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・壱岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所、大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所及び長崎駅前・大村の各バスターミナル並びに長崎県警察本部・長崎県内各警察署で入手する。
- イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、表に「警Ⅲ（女性）試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。
- ウ 長崎県人事委員会または長崎県警察本部のホームページからダウンロードする。

### (2) 受験の申込み

受験希望者は、長崎県ホームページ内の「長崎県職員採用試験情報」ページにある「申込手続方法」欄から「申込専用サイト（外部リンク）」へ接続し、所要事項を入力後、データを送信すること。

### (3) 申込受付期間及び申込受付時間

令和6年7月29日（月）から8月16日（金）までとし、受付時間は8月16日（金）24時までとする。

## 10 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県警察本部警務課または長崎県人事委員会事務局に行うこと。

長崎県警察本部警務課

郵便番号 850-8548（住所記載不要）  
電話 095-820-1504（直通）  
095-820-0110（代表） 内線2651

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）  
電話 095-894-3542（直通）  
095-824-1111（代表） 内線3542

発行者

長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
(八九五)  
二二  
一一  
四一

印刷所

長崎県  
長崎市権島町八番十二号

株式会社  
寺クイック  
田クプリン  
宏ト  
弥ト